



ご案内

模型飛行士登録

日本模型航空連盟 模型飛行士登録規定

制定:昭和51年3月1日
改定:平成29年1月1日

模型飛行士登録の目的

日本模型航空連盟は、国際航空連盟 (Fédération Aéronautique Internationale : F.A.I と略す) 規約に定められた航空スポーツの理念に基づき、模型航空機及び模型宇宙機の飛行を行うものを登録し、その飛行に伴う責任の自覚と正しい知識・技術の向上により、安全性の確立をはかり、わが国模型航空の健全な発展を期することを目的とする。

模型飛行士登録規定

この規定に定める模型航空機及び模型宇宙機とは、F.A.I スポーツ規定セクション IV ABR 巻 4C、模型航空機一般規定に準拠し、日本模型航空連盟会長の定める範囲をいう。

I: 飛行目的

航空スポーツ・レクリエーションの飛行に限られ、下記の目的には適用されない。
貨物輸送・農薬散布等の営業を目的とした飛行、軍事利用を目的とした飛行、企業・教育機関などの研究開発を目的とした飛行等。

II: 模型飛行士登録適用一般機体仕様限界

- a. 最大重量 (飛行時燃料を含まず) 15kg
 - b. 最大総翼面積 (主翼・水平尾翼合計面積) 250dm²
 - c. 最大回転翼面積 (最大ローター排気面積) 250dm²
 - d. 最大翼面荷重 200g/dm²
 - e. 最大ピストンエンジン合計排気量 125cc
 - f. 最大タービンエンジン合計推力 15kg
 - g. 最大無負荷動力電圧 51V
 - h. 最大パルスジェットエンジン排気口径 40mm
- (但しパルスジェットエンジンの使用はコントロールラインのみ可能)

III: 国内模型宇宙機規定

日本モデルロケット協会制定の下記の範囲の模型宇宙機を模型飛行士登録適合機とする

- a. 機体重量 500g 以下 (S7 競技機のみ 750g 以下)
- b. 火薬量 125g 以下 (コンボジット燃料)

IV: フリーフライト国内級競技適合機

日本模型航空連盟フリーフライト委員会 フリーフライト国内級競技機規定の定める機体を模型飛行士登録適合機とする。

V: マルチローター機の保険適用範囲

F.A.I の F3U 国際競技規定に定める範囲を模型飛行士保険適用範囲とする。
離陸最大重量: 1,000g 最大推力軸間距離: 330mm
最大バッテリー電圧: 17.0V (リポ4セル)
最大プロペラ直径: 6 インチ (152mm)

VI: F.A.I 国際競技規定外機体の非保険適用

自立航空式フライング・ロボット、国内認証外の電波、赤外線等の無線操縦装置を使用するトイブレン等の機体は模型飛行士登録制度の保険適用対象外とする。

安全飛行のための付則

I: 回転翼に関する安全規定

- a. 全金属製のプロペラの使用は認められない。
- b. 全金属製回転翼の使用は認められない。
- c. 修理品の回転翼およびプロペラの使用は認められない。

II: ハイスター等々の安全規定

- a. パチンコ式及びバンジースタート等、曳航索のないゴム等のみの発航は認められない。
- b. 全金属製曳航索の使用は認められない。

III: タービンジェットエンジン機、ガソリン機の延焼防止のための飛行場使用等の安全規定

- a. 飛行場は舗装路面に準拠した滑走路を草地以外に有するか、草地の場合、延焼を防止するため離着陸域を十分に刈り込み、飛行場内に刈り込み後の枯れ草等を放置しない。
- b. 有効な消火機材 (消火器等) を待機場場に準備しなければならない。

IV: 複数機同時飛行の安全規定

複数機の同時飛行は可能な限り回避し、同時飛行を行う場合は、空中衝突による墜落事故を想定した地上安全領域を確保しなければならない。また事前の合意に基づく、競技中の同時飛行およびクラブ内での同時飛行時の空中衝突にともなう双方の機体物損は、第三者賠償責任保険物損の申請対象としない。

模型飛行士登録の手続き

- I: 新規登録申込用紙の入手、申請
日本模型航空連盟 模型飛行士登録係に連絡して所定の模型飛行士申請書兼申込用紙を入手し、必要事項を記入し申請者の署名および捺印を行い、同時に申請者は自己の使用する模型航空機の耐空性および自己の心身機能が模型航空機の操作に支障ないことを誓約する。ただし申請者が未成年の場合は保護者の承諾を必要とする。
- II: 登録の種類、有効期間
模型飛行士登録は1年登録とする。登録受付の日を登録日とし、有効期間は登録日から1年後の午後12時までとする。
- III: 登録更新の手続き
登録の更新はその有効期間が終了する約一カ月前に日本模型航空連盟 模型飛行士登録係より送付される更新申請用紙兼申込用紙に必要事項を記入、申請者の署名および捺印をして、更新の手続きを行う。前回登録の有効期間内に更新手続きを完了すれば、前回有効期間の終了日の翌日が新しい登録期間の開始日となる。

模型飛行士登録記号番号 (登録番号)

模型飛行士には模型飛行士登録記号番号 (NATIONAL IDENTIFICATION MARK & NUMBER) が付与され、有効期間が明記された模型飛行士登録証が送付される。登録番号の表示方は I.O.C (国際オリンピック委員会) で規定する日本国籍番号「JPN」、模型飛行士の住所の都道府県を識別する2桁の数字、模型飛行士の F.A.I 識別記号「F」および登録の順に割り当てられる6桁までの数字からなり、この順で配列する。模型飛行士は自己の模型航空機に登録番号を表記し飛行を行う。(F4C スケール機、F1D 室内機等は除く) (例) JPN33F123456

登録の終了・失効

- I: 登録は下記の場合終了する。
 - a. 登録者本人が申し出たとき。
 - b. 登録期間が終了したとき。
 - c. 登録者が死亡したとき。
- II: 登録の失効
 - a. 模型飛行士に付与された登録番号は、有効期間を過ぎ一定の期間 (約1年) 内に更新手続きを行わないとき、取り消され、その登録番号を復活し再度の登録を行う事はできない。
 - b. 日本模型航空連盟会長が、安全管理上の理由により登録を取り消したとき。

登録証の提示

- I: 模型飛行士は、F.A.I スポーツ規定に準拠して日本模型航空連盟の主催、公認、承認した選手権大会、競技会、記録会、飛行会等に参加するときは、有効な模型飛行士登録証を主催者に提示しなければならない。
- II: 模型航空団体または模型航空関係機関が必要と認めるときは、有効な模型飛行士登録証を主催者に提示しなければならない。

第三者賠償責任保険

- I: 模型飛行士は、登録日をもって、日本模型航空連盟が契約する第三者賠償責任保険に加入したものとす。
- II: 登録者は、その有効期間中に国内において模型航空機を取扱い、または飛行させることにより第三者の身体、または財物に損害を与えた場合、損害の賠償に当たり、保険金の請求をすることができる。
- III: 第三者賠償責任保険の期間、保険金の限度額および免責額は、前項の損害が発生した時点で有効な保険契約内容によるものとする。
- IV: 第三者賠償責任に関わる保険金の支払請求、その他の手続き等については日本模型航空連盟が契約する第三者賠償責任保険の定めるところによる。
- V: 模型飛行士は、新規登録時の氏名、住所、電話番号等申請時の事項に変更があったときは、速やかに文書で通知しなければならない。
- VI: 模型飛行士登録証の再交付を希望する者は、その理由を付し、再交付申請書と再交付申請手続きをすることができる。但し、再交付された登録証の有効期限は、原登録証の有効期限と同じとする。
- VII: 一旦納入された登録料および申請料等の返金はしない。

模型飛行士登録申請料金

1. 新規登録及び更新は下記の1年登録料金3,000円となります。

新規登録には2週間ほどかかる場合があります。

1年登録料	3,000円
-------	--------

2. 登録証の再発行申請手続きは氏名、住所、電話番号、JPN登録番号と再発行希望のメモ書きを同封し、下記の料金を現金書留にて日本模型航空連盟模型飛行士登録係に郵送して下さい。

再発行申請料	1,100円
--------	--------



JAPAN MODEL AERONAUTIC FEDERATION

日本模型航空連盟

模型飛行士登録係

〒105-0004

東京都港区新橋1-18-1 航空会館内

TEL 03-3591-6606 FAX 03-3502-1556

受付は月~木の10:30~16:30

(12:30~13:30・祝日は除く)

「加入者証」

他人（第三者）にケガをさせたり、 他人（第三者）の物に損害を与えた場合に備えて



TOKIO MARINE
NICHIDO

航空スポーツを行う人は、他人に迷惑かけないことを念頭におかなければなりません。

このため、日本模型航空連盟では東京海上日動火災保険株式会社(以下「東京海上日動」)と契約し登録された方全員に個人賠償責任保険(以下「保険」)を付けています。この保険は団体で契約しているため、各登録者には証券は発行されませんが、あなたの登録証に記載された登録番号(JPN〇〇…)が保険番号として使われます。又保険は登録証の有効期間中におきた事故が対象となります。

1. 保険の対象

登録者であるあなたの模型航空機の操作によって、他人（第三者）へケガを負わせたり、他人の物を損壊してしまった時など、日常生活に起因する偶発的な事故が原因で法律上の賠償責任を負った場合が対象となります。したがって、あなた自身、あなたの所有物は、対象となりません。また、法人・使用者等の責任は本保険の対象となりません。

2. 保険の最高限度額および免責額

最高限度額は1事故あたり1億円です。なお以下の免責額を超える損害に対し最高限度額を限度として保険金を請求することができます。

免責額

50,000 円

3. 保険金を請求できる事故

模型航空機の操作によって、誤って他人へケガを負わせた場合（対人）や他人の物を損壊してしまった場合（対物）に、相手に支払わなければならない法律上の賠償責任に基づく賠償金（治療費や修理費など）や関連して支出した争訟費用などを保険金として請求できます。

4. 保険金を請求できない主な場合

次の場合、保険契約上は免責となり、保険金は請求できません。

- 保管中、組立中に生じた事故
- 故意に起した事故
- 他人から借りたり預ったものに生じた損害
- 同居している親族に与えた損害
- 戦争・暴動・天災等に起因する事故
- 被保険者の職務遂行に起因する賠償責任

5. その他の注意事項

- 事故が起きた場合、あなたの不必要な負担を避けるためにも、速やかに以下に記載の「東京海上日動の事故受付デスク」にお電話ください。
- あなたが他にこのような保険に加入されている場合は、事故報告の時にその旨必ずお申し出ください。この場合は、両方の保険から分担して保険金が支払われます。
- 保険会社の同意なく示談した場合、保険金が支払われないことがありますので、ご注意ください。

6. 保険の内容に関する一般的な問合せ

東京海上日動火災保険株式会社 航空保険部 営業第2課
〒100-8050 東京都千代田区丸の内1-2-1
03-3285-1731

受付は月～金の9:00～17:00<祝日は除く>

万一事故が起きたら

24 時間 365 日受付の「東京海上日動の事故受付デスク」

TEL : 「0120-119-110」へ直ちに連絡

「日本模型航空連盟の第三者賠償責任保険の被保険者である」とことと、次の内容を正確に伝えて下さい。

- あなたの登録番号・住所・氏名・電話番号
- 事故の発生の日時・場所
- 事故の状況
- 相手（被害者）のケガ・損害の程度
- 被害者の住所・氏名・電話番号

模型飛行士の新規登録について

□	□	□	□	□	□	□
---	---	---	---	---	---	---

日本模型航空連盟
〒105-0004
東京都港区新橋1-18-1 航空会館内
TEL 03-3591-6606
FAX 03-3502-1556

殿

模型飛行士登録制度は一般のラジコン保険制度と異なり、当連盟準会員登録制度です。準会員には模型飛行士登録番号（JPN 番号：NATIONAL IDENTIFICATION MARK&NUMBER）が付与され、同時に模型航空機によって発生した事故による第三者への対人・対物保険に自動的に加入する制度です。この保険の詳しい適用条件はカラーパンフレット（模型飛行士登録 ご案内）をご参照下さい。保険適用は模型航空機のみ適用され、ラジコン自動車・ボート等の模型航空機以外の模型による事故には適用されませんのでご注意ください。

新規申込方法は中央部点線より払込取扱票を切り取って、通信欄に必要事項の申込者氏名・フリガナ・住所・性別・生年月日（西暦で記入）を正確に記入押印します。また申込者が未成年の場合は保護者の署名押印も必要となります。

払込手続きは全国のゆうちょ銀行より行えます。登録手続き完了後に当連盟より普通郵便にて模型飛行士登録証を発送いたします。（新規登録まで2週間近くかかる場合もございます。また、ひと月を過ぎて登録証が届かない場合は当連盟にご連絡下さい。）

↓点線からきれいに切りとって、ご使用ねがいます。

払込取扱票

00	口座番号																		
0	0	1	4	0	6	5	4	6	6	7	0								
金額											千	百	十	万	千	百	十	円	
															3	0	0	0	
加入者名											料金		特殊取扱						
日本模型航空連盟模型飛行士登録																			
※ 模型飛行士登録 申込書 兼 払込書 [新規]																			
私の使用する航空機材の耐空性および私自身の心身機能が操作又は操縦に支障の無いことを私は誓い、また、私の登録データが会員管理の目的で関係スポーツ団体に提供されることを承諾し、模型飛行士登録いたしたく申し込みます。																			
登録期間： 1年 3,000円 (男・女)																			
(フリガナ) (西暦で記入)																			
申込者氏名： _____ 印 生年月日 _____ 年 月 日																			
申込者が未成年の場合は必ず保護者の方の署名、押印をお願い致します。																			
保護者承認署名： _____ 印																			
おとこ (郵便番号)											受付局日附印								
※ おなまえ											様								
(電話番号) - -																			
裏面の注意事項をお読みください。 (私製承認 東第41570号)																			
これより下部には何も記入しないでください。																			

払込金受領証

口座番号	00140-6									
	546670									
加入者名	日本模型航空連盟模型飛行士登録									
金額	千	百	十	万	千	百	十	円		
					3	0	0	0		
ご依頼人	おなまえ									
	様									
料金	(消費税込み) 受付局日附印									
	円									
特殊取扱										

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。切り取らないで郵便局にお出しくたさい。

各票の※印欄は、ご依頼人において記載してください。